

公開日：2020年9月8日

UN: 国連ワーキンググループによる紛争の影響を受けた地域でのビジネス関連の人権侵害に取り組む企業と国のための措置に関する概説

「ビジネス、人権、紛争の影響を受けた地域：行動の強化に向けて」2020年7月21日

【概要】

本報告書では、ワーキンググループは、紛争および紛争後の状況におけるビジネス関連の人権侵害を防止および対処するために国および企業が取るべき実質的な措置を概説し、人権デューデリジェンスの強化と救済へのアクセスに焦点を当てています。

【結論】

...指導原則は、紛争の影響を受けた地域のビジネスと国家に何が期待されるかを明確にします。現在必要なのは、ビジネスと人権を平和と安全の枠組みに統合するためのより決定的な行動です...

デューデリジェンスの拡大は、紛争の影響を受けた地域でのビジネスの問題が、より高度なデューデリジェンスの期待を含む、是正に向けた牽引力をより速やかに獲得することを意味します...

...国家は、紛争と平和構築の文脈における既存の慣行を共有し、構築するための多国間および複数の利害関係者によるフォーラムの設立を検討し、企業はこれを支援する必要があります...

【推奨事項】

自国とホスト国は、主要な政策ツールとしてこを使用し、紛争の影響を受けた地域で事業を行う際に、企業が紛争に敏感なデューデリジェンスに携わるようにする必要があります...

企業は以下を行う必要があります。

- ...残虐行為防止と紛争予防のツールを組み込んだ、人権デューデリジェンスの強化に取り組む
- ...紛争に敏感なアプローチを持つ運用レベルの苦情処理メカニズムを開発する
- 紛争および紛争後の状況にある地域社会およびグループとの積極的な関与を約束する
- ジェンダー対応型のアプローチを使用して、人権デューデリジェンスを強化し、苦情、救済策、暫定的正義メカニズムを開発するようにする
- 真実と和解のプロセスに積極的に参加し、非反復の賠償と保証を提供する...

【詳細（抜粋）】

「人権と多国籍企業およびその他の企業の問題」

事務総長による注記

事務総長は、人権理事会決議（17/4 および 44/15）に従い、人権および多国籍企業およびその他の企業の問題に関するワーキンググループの報告を総会に送信する名誉を有します。

「ワーキンググループによる人権と多国籍企業およびその他の企業の問題に関する報告書

ビジネス、人権、紛争の影響を受けた地域：
より高められた行動に向けて」



<概要>

本報告では、人権問題に関するワーキンググループと多国籍企業およびその他の企業は、実際の手順を明確にし、国家および企業が、高度な人権デューデリジェンスと救済へのアクセスに焦点を当てた、紛争や紛争後の問題におけるビジネス関連の人権侵害を防止し、対処するために取るべき実質的な措置を概説しています。

I. はじめに

1. 2011 年のビジネスと人権に関する指導原則の人権理事会による採択以来、内戦の数はほぼ 3 倍になり、戦闘関連の死者数は 6 倍に増加しました。事務総長によると、戦争、暴力、迫害によって 7100 万人以上の人々が強制的に追放されており、その結果、第二次世界大戦後の世界最大の人道危機が引き起こされています。これらの状況の多くは、「複数の敵との長期にわたる危機、和平プロセスの停滞、組織犯罪、暴力的な過激派やテロリストによる攻撃」です。
2. この厳しい状況は、これまで以上に最も深刻な人権侵害が紛争の影響を受けた地域やその他の広範な暴力の状況下で発生し、逆に人権侵害が紛争を引き起こしたり激化させたりしていることを意味します。
3. コロナウイルス病（COVID-19）は、激しい紛争のリスクをさらに悪化させています。このパンデミックは、もともと脆弱な国家機関の資源に課税し、平和と開発の取り組みを複雑にすることにより、紛争の影響を受けた国々に、より深刻な害をもたらします。不平等を助長し、脆弱なグループの健康と安全にさらに影響を与えています。
4. 企業にとってこれは、彼らがその企業活動のためにその地域に留まる必要があったり、紛争の影響を受けた地域に再び入ったり、あるいは、紛争の発生に巻き込まれたりするなど、人権を尊重するうえで多くの複雑な課題に直面することを意味します。
5. 指導原則は、コロンビア、コンゴ民主共和国、リベリア、ミャンマー、シエラレオネなどのように、ビジネスを巻き込む激しい紛争の関係が世界の注目を集めたときに起草されました。これらの例外的な状況は原則の中で特に重要な問題として認識されています。そして国家は紛争の影響を受けた地域における人権を尊重するビジネスを支援すべきであることが強調されています。
6. 国境を越えた企業およびその他の企業の人権の問題に関する事務総長特別代表は、ワーキンググループの任務に先行し、紛争状況下における企業関連の人権侵害を防止および抑止するための国家政策の選択肢を概説しました。指導原則と 2011 年の特別代表の追加作業は、紛争サイクルに沿ったビジネスの役割に関する最初のガイダンスを提供しました。
7. 本報告では、ワーキンググループは、単独で、または多国間組織のメンバーとして活動する際に、紛争地域においてビジネスが紛争を刺激あるいは悪化させたり、平和構築に悪影響を及ぼすことがないように、採用しうる国家政策やツールを特定し明らかにしています。
8. 本レポートは、一連の二国間協議、および市民社会組織、ビジネス代表者、世界のいくつかの地域の専門家といった複数のステークホルダー間の協議によりもたらされた、包括的な調査とステークホルダーによる提案です。

II. 規範的環境：人権と人道法

9. 指導原則は、武力紛争の状況において、ビジネスは国際人道法の基準を尊重すべきであると規定しています。国際人権法と国際人道法は似ていますが、異なる法体系です。「主権のない領土に対する同意されていない効果的な管理を国家が実施する時」、指導原則は、特に国際人道法、国際的および国内の武力紛争、ならびに軍事的占領の状況に適用される特別な一連の基準に言及しています。平和と紛争の際には国際人権法が適用されますが、緊急事態および武力紛争の際には一部の権利が一時的に停止される場合があります。

10. 国際人道法のもう 1 つの特徴は、企業を含む国家および非国家主体、ならびにその活動が武力紛争に密接に関連している個々の経営者および企業のスタッフをも拘束することです。赤十字国際委員会（ICRC）が述べたように、どの企業活動が「武力紛争と密接に関連している」かを確定するのは、複雑な作業になる可能性があります。なぜなら、企業活動は多岐にわたっており、武力紛争に直接的または間接的に関連していると見なされる可能性があるからです。事業活動が軍事的、物流的または財政的支援を直接提供している場合はもちろん、実際の戦闘中や物理的に戦場でおこなわれたものではなかったとしても、たとえ敵対する集団を支援する意図がなかったとしても、武力紛争と密接に関連していると見なされる場合があります。

11. 紛争状況での虐待は、関係者の国際刑事責任にすぐにつながります。個々の経済主体は、共謀に加えて、国際犯罪に直接関わったとして告発される可能性があります。関係者の多くは、国際刑事裁判所ローマ規程の締約国の国民です。さらに、国内武力紛争を抱えるいくつかの国々がローマ規定を批准しています。多くの国が、国際刑法の関連規定を国内刑法に組み込んでおり、国内法域における法人および自然人の起訴を可能にしています。

12. 国際人道法および多くの法における裁判の判例は、企業がリソースと注意を確実に割り当てるべき活動を強調しています。これらには、人々をコミュニティから強制的に追放すること、人々に働くことを強制すること、略奪を通じて疑わしい資産を取得すること、虐待する治安部隊を使用すること、または大規模な虐待のためにビジネス資産の使用を許可することが含まれます。

III. 行動の強化：国と企業

13. 指導原則では、紛争の影響を受けた地域の異なる種類のデューデリジェンスについて具体的に言及していません。それらは比例の概念に基づいて構築されています。リスクが高いほど、プロセスは複雑になります。したがって、「紛争の影響を受けている地域では、人権侵害の重大なリスクが高まるため」、それに応じて国による行動と事業によるデューデリジェンスを高める必要があります。



A. トリガーとインディケーター

14. ビジネス界および国からワーキンググループへの最も多い質問は、デューデリジェンスの強化が必要となるのはいつか、および国家がビジネス界に対し、当たり前のこととして単なる人権の尊重以上のことを要求すべきなのはいつか、ということに関してです。

15. 欧州連合(EU)は、企業が紛争鉱物との関連で紛争の影響を受けたハイリスク領域の定義をよりよく理解できるようにするためのガイドラインを開発しました。さらに詳細なものとして、国連は残虐犯罪行為の防止のための分析のフレームワークを開発しました。フレームワークは虐殺や人道に対する犯罪、戦争犯罪などの国際犯罪の防止を目的として設計されましたが、特定された一連のリスク要因と指標は、企業（および国）がデューデリジェンスのレベルを上げる時期を認識するうえでも役立ちます。

[全文を読む](#)